

## 森町訪問看護ステーション居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 森町長が開設する森町訪問看護ステーション居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 森町訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

(2) 所在地 静岡県周智郡森町草ヶ谷387番地の1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名以上（利用者増により増員）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (指定居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 申請の代行業務

(2) 要介護認定のための調査代行業務

(3) 居宅サービス計画の作成

(4) 居宅サービス事業者との連絡調整

(5) 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

(6) 指定介護保険施設との連絡調整

(7) その他の居宅介護支援業務

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域を越えて訪問した場合は、1回につき500円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、森町の区域とする。

(相談を受ける場所)

第9条 利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室とする。ただし、利用者の希望により利用者の居宅等においても行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は森町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条 事業所は、虐待の発生、又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

第12条 事業所は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。

#### 附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年3月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。